

④ 野生動物にご注意ください

野生の動物(イノシシやアライグマなど)の行動範囲は年々広がっていて、山や畑周辺の住宅地などにも出没し、車との衝突事故も発生しています。

人を襲うことは滅多にありませんが、ケガをしていたり、至近距離で突然遭遇したり、ほかの動物に追われていたりすると襲ってくる事がありますので注意が必要です。

○野生の動物に出会った場合は、つぎのことに十分気を付けてください。

1. 本来、野生動物は臆病なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。見かけても刺激を与えず、興奮させないことが重要です。
2. 大きな声や音を出さないで、目をあわせずに静かにその場を離れてください。
3. 建物等の外には、野菜くずなど餌になるようなものを置かないようにしてください。
4. 狩猟者や有害鳥獣駆除のわなにかかっている動物は大変興奮しています。わなを壊して逃げ出すこともありますので絶対近づかないようにしてください。

問 環境保全課(内線 125)

⑤ 野生きのこ類の出荷および販売を自粛しています

市内で採取された野生キノコ類から食品中の放射性物質に係る基準値(100 ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出され、県から出荷および販売の自粛要請がありました。

つきまして、安全性が確認されるまでの間は野生きのこ類の出荷および販売を自粛しています。

問 農政課(内線 530) 県央農林事務所 笠間林業指導所 Tel 0296-72-1174

⑥ 国民健康保険税も社会保険料控除の対象となります

年末調整や確定申告の際に、当該年の国民健康保険税(国保税)の納付額は、社会保険料控除の対象となります。令和2年中に納付された国保税の納付額(納付書および口座振替分)について、「所得申告参考資料」を令和3年1月下旬に送付します。

なお、年末調整のために参考資料(国保税納付額連絡票)が早めに必要な場合は、次のとおり申請してください。

○電話で申請する場合

国保税納付額連絡票をご自宅に郵送します。電話での納付額の回答はできません。

○保険年金課(市民窓口課)窓口で申請する場合

納税義務者(世帯主)または同一世帯の方には、窓口で国保税納付額連絡票を発行します。本人確認できるもの(運転免許証または保険証等)をご持参ください。

※国保税は世帯主課税のため、市役所で加入者個人ごとの納付額はお知らせできません。実際に国保税を納付された方(負担された方)が社会保険料控除として申告することができます。

※特別徴収(年金天引き)されている国保税は、その年金を受給している方が控除を受けられます。公的年金の源泉徴収票をご確認のうえ、申告してください。

問 国保税所得申告参考資料および納付額連絡票について：保険年金課(内線 140)

住民税の申告および控除について：税務課(内線 113)

所得税の確定申告および控除について：水戸税務署 Tel 029-231-4211

**令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止になります。
市税等は安全で安心な口座振替や金融機関、コンビニ、スマートフォン(PayPay、LINE Pay)を利用した納付が便利です。**